

学生を主人公にした大学づくりに向けて part3

都留市にふさわしい魅力あふれる大学づくりを目指し、現在、都留文科大学法人化準備委員会において、定款(案)など様々な協議が重ねられています。

定款とは

法人の名称、所在地、役員の定数・任期、業務の範囲及び資本金に関することなど、公立大学法人都留文科大学の根幹となる基本事項を定めたものです。

定款は設立団体(市)の議会の議決を経た後、県知事の認可を受けることになります。

定款の内容は

- ①目的
- ②名称
- ③設立団体
- ④事務所の所在地
- ⑤特定又は一般地方独立行政法人の別
- ⑥役員の定数、任期その他役員に関する事項
- ⑦業務の範囲及びその執行に関する事項
- ⑧設置及び管理する公共的な施設の名称及び所在地
- ⑨資本金、出資及び資産に関する事項
- ⑩公告の方法
- ⑪解散に伴う残余財産の帰属に関する事項



パブリック・コメント制度を実施します

～皆様のご意見をお寄せください～

都留文科大学法人化準備委員会における協議に基づき、策定した「公立大学法人都留文科大学定款(案)」を、パブリック・コメント制度により、市民の皆さんに公表し、ご意見を募集します。

案件名 「公立大学法人都留文科大学定款(案)」

公表の方法

次により縦覧できます。

- 市ホームページ
- 情報公開総合窓口(総務課行政防災担当)
- 政策形成課
- 各地域コミュニティセンター(土・日曜日閉庁)
- 都留文科大学総務課(土・日曜日休業)

意見の提出方法

- 直接提出 提出先 市役所2階 政策形成課
- 郵送 〒402-8501 (住所不要) 都留市役所政策形成課
- FAX ☎(45)5005(送付書を添付してください)
- 電子メール seisakukeisei@city.tsuru.lg.jp

※様式は自由ですが、住所、氏名及び連絡先を必ず記入してください。記入がない場合は、受け付けられませんのでご了承ください。

縦覧・提出期間 8月8日(水)～24日(金)

パブリック・コメント制度とは、市の重要な施策を決める際に、事前にその施策の趣旨、内容などを市民の皆さんに公表し、皆さんのご意見をお聞きし、それを政策に反映させる制度です。

